

一	店舗名	(仮称) 多摩川住宅商業施設整備事業
二	店舗所在地	調布市染地三丁目一番地八百十五外
三	設置者名	生活協同組合コープみらい
四	設置者住所	埼玉県さいたま市南区根岸一丁目五番五号
五	変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前六時から午後十時まで
六	変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前四時から午後十一時まで
七	変更日	令和六年三月二十九日
八	届出日	令和五年九月十二日
九	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十	縦覧期間	令和五年九月二十九日から令和六年一月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十一	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
正 誤		
○令和五年六月三十日付東京都告示第八百十一号 増刊57別冊(17)ページ中「7,673,616」を「7,772,798」に、 「58,431,314」を「58,530,496」に、 「△1,226,324」を「△1,127,141」に、 「△3,915,384」を「△3,816,202」に、 「△2,724,686」を「△2,625,504」に訂正する。		